



愛媛労働局発表
平成23年10月27日

担当	愛媛労働局	
	監督課長	西本 直哉
	監察監督官	松本 城二
電話 089 (935) 5203 内線 451・452		

労働時間適正化キャンペーンの実施について

- 1 毎年11月1日から30日までは、「労働時間適正化キャンペーン」月間です。
(平成20年度より全国の労働局において本キャンペーンを実施。)
- 2 本キャンペーンは、労働時間の適正な管理を通じて、長時間労働抑制と長時間労働に起因する脳・心臓疾患等の過重労働による健康障害の防止、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及、賃金不払残業(いわゆるサービス残業)の防止を目的に実施しています。
- 3 本キャンペーン中は労働局、労働基準監督署において以下の取組みを行う予定。
 - ① 10月27日(木)、28日(金)の主な労使団体に対し、本キャンペーンについての周知協力の要請を直接行う予定。
 - ② 本省ホームページでの労働時間に関する情報の受付
URL <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/campaign.html>
 - ③ 本キャンペーンの周知・啓発及び県内事業場に対する重点的な監督指導等の実施。

1 労働時間適正化キャンペーンの実施について

労働時間の現状をみると、未だ長時間労働の実態がみられ、脳・心臓疾患に係る労災支給決定件数は全国で平成22年度は285件にのぼるなど、過重労働による健康障害も多い状況にあります。また、割増賃金の不払に係る労働基準法違反も後を絶たないところです。

そこで、本年度も長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るため、11月に「労働時間適正化キャンペーン」を展開して

- (1) 時間外労働協定の適正化等による時間外・休日労働の削減
- (2) 長時間労働者への医師による面接指導等労働者の健康管理に係る措置の徹底
- (3) 労働時間の適正な把握の徹底

を中心に、労使をはじめとする関係者に対して、広く周知・啓発等を行い、その主体的な取組を促すこととしています。

愛媛労働局においても、以下のとおり積極的にキャンペーン活動に取り組むこととしています。

2 労働局及び労働基準監督署における取組

(1) 利用者団体等への協力要請

愛媛労働局では、本日10月27日、労働基準部監督課長が、日本労働組合総連合愛媛県連合会、愛媛県商工会連合会に出向いて、長時間労働の抑制等に関する積極的な周知・啓発等の実施についての協力要請をすることとしています。

(2) メール窓口の情報に基づく対応

労働局及び労働基準監督署においては、本省に新たに開設される労働基準法違反の情報を受け付けるメール窓口に寄せられた長時間労働等に関する情報を今後の監督指導等に活用します。

(3) 周知啓発及び重点監督等の実施

労働局及び労働基準監督署は、キャンペーンの趣旨等について、記者発表、当局のホームページ、労使団体等への周知協力依頼等により、国民一般に対する周知・啓発を行います。

また、集団指導の場等を活用し、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化に関する周知・啓発を行うとともに、労働基準監督署においては、長時間労働の抑制等の労働時間の適正化を図るための監督指導を実施します。

3 平成22年度における愛媛労働局管内の賃金不払残業の状況

平成22年度において、愛媛労働局管内の労働基準監督署の指導により不払いとなっていた割増賃金の支払いが行われた企業のうち、1企業当たり合計10万円以上の支払いがなされた企業の状況は以下のとおりです。

企業数	129 企業（前年度比 26 企業増）
対象労働者数	2,365 人（前年度比 778 人増）
支払われた割増賃金の合計額	約 1 億 865 万円（前年度比約 1037 万円減）
1 企業あたりの平均額	約 84 万円（前年度比約 31 万円減）

[添付資料]

- 『労働時間適正化キャンペーン』（リーフレット)